

# 専用水道の手引き

相模原市健康福祉局保健衛生部生活衛生課

令和2年12月作成

令和8年4月改正

## 目次

1	はじめに	
2	専用水道とは	
	(1)定義	3
	(2)専用水道の判断(フローチャート)	4
3	専用水道の設置	
	(1)設置者の義務	5
	(2)設置の手続き	7
	(3)布設工事確認	8
	(4)水道技術管理者の設置	11
	(5)給水開始前の届出及び検査	12
	(6)布設工事を伴わない場合の届出	13
4	専用水道の維持(衛生)管理	
	(1)衛生上必要な措置	13
	(2)水道施設の維持及び修繕	13
	(3)水質検査計画の策定	14
	(4)水質検査	15
	(5)従事者等の健康診断	19
	(6)水質異常時の対応	19
	(7)給水の緊急停止	20
	(8)業務の委託	20
	(9)変更の届出(増設・改造含む)	21
	(10)廃止の届出	21
	(11)水道施設の耐震化	21
	(12)サイバーセキュリティ	22
5	資料	
	(1)水質検査項目の省略及び回数軽減	23
	(2)水質検査の項目例(自己水源型で最大限の軽減及び省略をした場合)	24
6	参考資料	26

法：水道法(昭和32年法律第177号)

政令：水道法施行令(昭和32年政令第336号)

省令：水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)

水質基準省令：水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)

技術的基準省令：水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)

市条例：相模原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成11年12月22日条例第42号)

市規則：相模原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例規則(平成12年3月31日規則第68号)

参考資料①～⑧：6 参考資料を参照

1 はじめに

相模原市の水道は、次のように分類することができます。

法令	水道の種類	水源の種類	
	<p>水道用水供給事業</p> <p>水道により水道事業者に供給する事業</p>		
水	<p>水道事業</p> <p>水道事業 計画給水人口5,001人以上の水道事業</p> <p>簡易水道事業 計画給水人口101人以上5,000人以下の水道事業</p>	<p>水道用水供給事業 から又は自ら取水</p>	<p>井戸等の自己水源</p>
道 法	<p>専用水道 自己水源型(井戸、河川水等の自己水源)(水道水併用含む)</p> <p>101人以上の居住者に水を供給するもの(寮、共同住宅、一団の住宅、集落等)</p> <p>または</p> <p>1日最大給水量が、人の飲用、炊事用、浴用その他生活のように供する目的で、20㎡を超えるもの(官公庁、学校、病院、旅館、店舗、工場その他の事務所等)</p> <p>受水型(水道水から供給)</p> <p>自己水源型の条件に合致し、かつ、地中又は地表に施設されている(地上型ではない)部分の規模が①または②を超えるもの ①口径25mm以上の導管の全長が、1,500m ②水槽の有効水量の合計が、100㎡(地上型(六面点検できるもの)は非該当)</p>	<p>水道水(水道事業)から供給</p>	
市 条 例	<p>貯水槽水道</p> <p>簡易専用水道 受水槽の有効容量の合計が10㎡を超えるもの</p> <p>小規模受水槽水道 受水槽の有効容量の合計が10m<sup>3</sup>以下のもの(管理は8㎡を超えるものと、以下のもので差がある) ※建築物における衛生的環境の確保に関する法律で管理されている施設は該当しない。</p>	<p>水道水(水道事業)から供給</p>	
	<p>小規模水道</p> <p>水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、地下水又は表流水を水源として居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、専ら1戸の住宅に供給するものを除く。</p>		<p>井戸等の自己水源</p>

## 2 専用水道とは

### (1) 定義

#### 【水道法】

##### (用語の定義)

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

1 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

2 その水道施設の1日最大給水量(※)(1日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。)が政令で定める基準を超えるもの

#### 【水道法施行令】

##### (専用水道の基準)

第1条 水道法(以下「法」という。)第3条第6項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

1 口径25mm以上の導管の全長 1,500m

2 水槽の有効容量の合計 100m<sup>3</sup>

2 法第3条第6項第2号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が20m<sup>3</sup>であることとする。

#### 【水道法施行規則】

##### (令第1条第2項の厚生労働省令で定める目的)

第1条 水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第1条第2項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

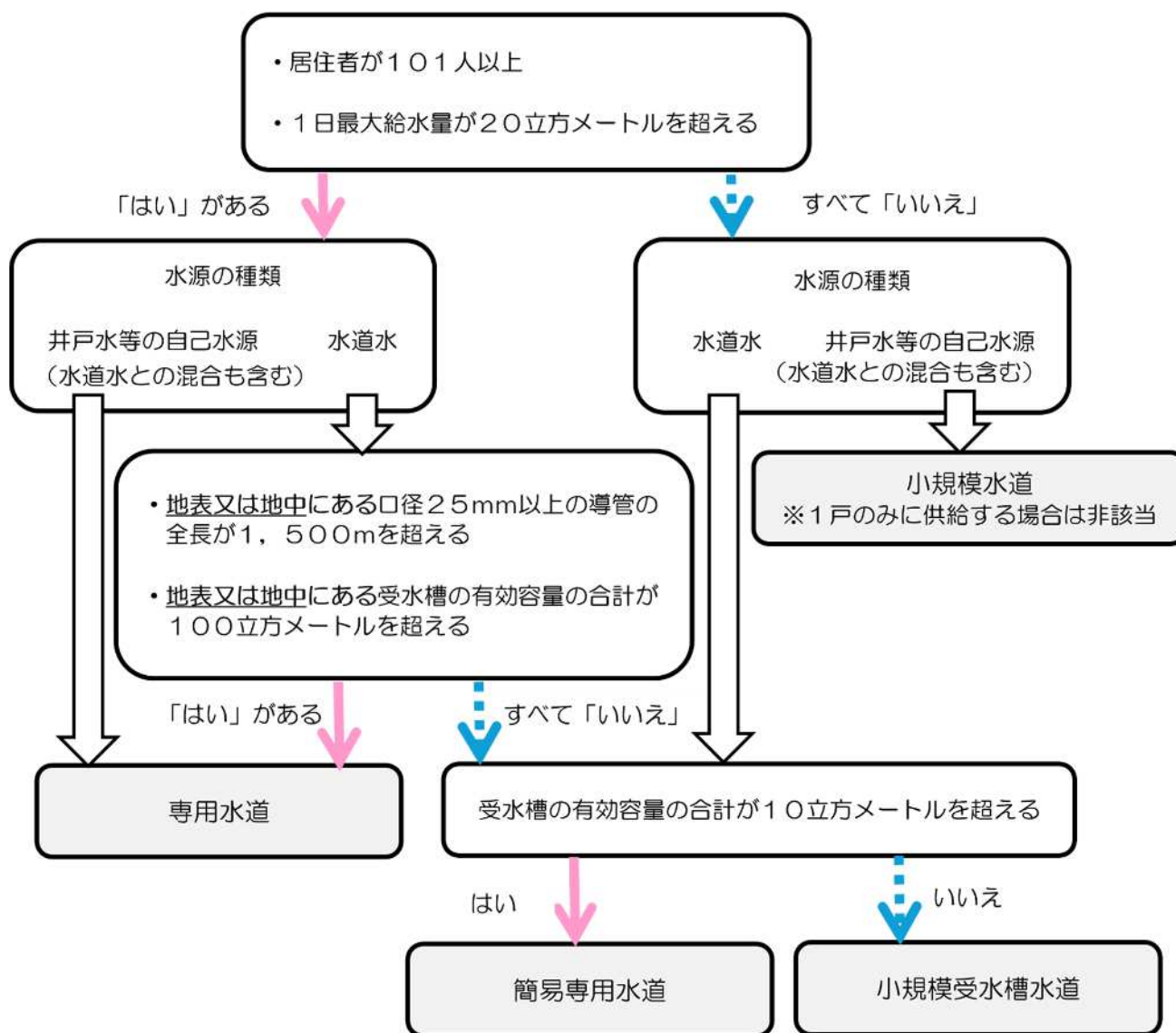
(※) 1日最大給水量の算定対象になる水とは

人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとされているため、例えば、工業用水、公衆浴場、プールの水は除外されます。

井戸水等(自己水源)、水道水(受水)				
公衆浴場用	空調用 プール用 など	厨房用 炊事用 など	洗面・手洗い用 ユニットバス など	その他生活の用
算定除外		算定対象		

(2) 専用水道の判断(フローチャート)

水道の確認フロー (1戸のみの供給を除く)



※小規模水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道に該当する場合は別途手続きが必要です。

### 3 専用水道の設置

#### (1) 設置者の義務

専用水道の設置者の義務については、法令にその遵守すべき事項が明示されています。専用水道は給水人口や給水量が多く、汚染事故等が公衆衛生上大きな問題につながるため、義務違反に対する罰則も併せて規定されています。

専用水道設置者の義務等は次のとおりです。

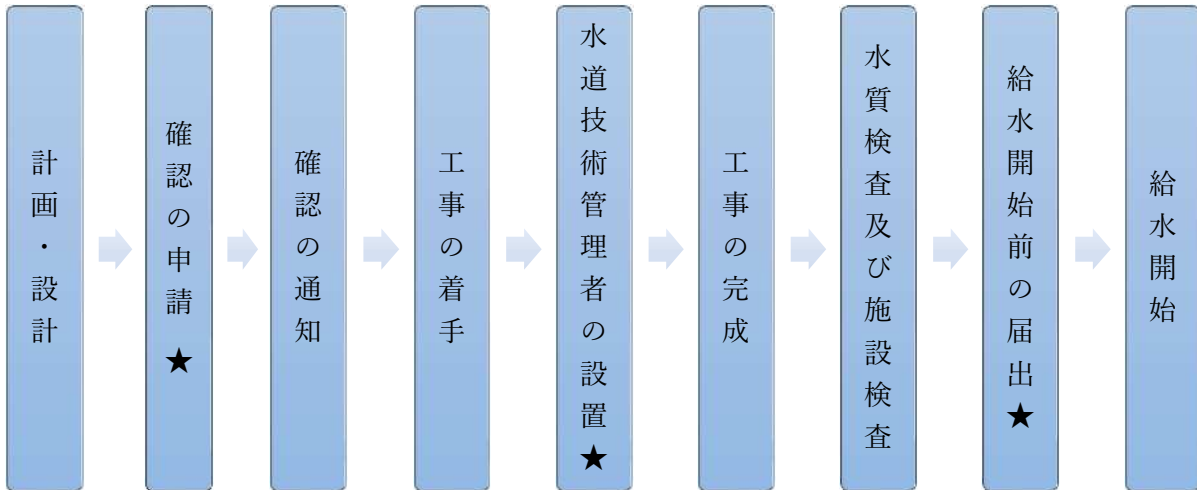
根拠法令				事項	義務違反に対する罰則	
法	政令	省令	市規則		法	罰則
第1条				水道法の目的の遵守		
第2条				水源及び水道施設の清潔保持		
第4条				水質基準の確保		
第5条				施設基準の確保		
第13条			第4条	給水開始前の届出		
第13条		第10条、第11条		給水開始前の水質検査及び施設検査の実施	第54条	100万円以下の罰金
第19条			第5条	水道技術管理者の設置	第53条	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
第20条		第15条		水質検査の実施	第54条	100万円以下の罰金
第20条				水質検査の記録の保管		
			第6条	水質検査の結果の報告		
第20条		第15条		水質検査を登録検査機関へ委託する場合を除き、検査施設を設けること		
		第15条		水質検査計画の策定		
第21条		第16条		関係者の健康診断の実施	第54条	100万円以下の罰金
第21条				関係者の健康診断の記録の保管		
第22条		第17条		衛生上必要な措置を講ずること	第54条	100万円以下の罰金
第22条		第17条の2		水道施設の維持及び修繕		
第23条				給水の緊急停止及び周知	第52条	3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金
第24条の3	第9条	第17条の6		政令で定める要件に該当するものに水道の管理に関する技術上の業務を委託することができること	第53条	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
第24条の3		第17条の7	第7条	業務の委託の届出	第55条	30万円以下の罰金
第24条の3				業務の委託を受ける者（水道管理業務受託者）が受託水道業務技術管理者を設置すること	第53条	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
第32条				専用水道の布設工事着手前に確認を受けること	第54条	100万円以下の罰金
第33条		第53条	第2条	専用水道の布設工事に係る確認の申請		
第33条			第3条	確認申請の記載事項変更の届出		

			第 8 条	専用水道廃止の届出		
第 36 条				施設の改善命令及び 水道技術管理者の変更命令の順守		
第 37 条				給水停止命令に従うこと	第 53 条	1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金
第 39 条				報告の徴収及び立入検査を受けること	第 55 条	30 万円以下の罰金

## (2) 設置の手続き

専用水道の水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事(以下「布設工事」という。)を行おうとするときは、その工事に着手する前に保健所長に布設工事の確認を受けなければなりません。確認を受けずに布設工事に着手した場合は、罰則が適用される場合があります。

また、水道技術管理者1人を選任し、工事が完成したときは、水質検査及び施設検査を行い、給水を開始する前に管轄する保健所(生活衛生課)へ届出を行わなければなりません。給水を開始する届出をしなければ、給水を開始することができません。(★:生活衛生課への手続き)



計 画 ・ 設 計 : 施設の基準は水道法等の法令を全て満たさなければなりません。計画・設計の段階で、ご相談ください。

参考: 法第5条、技術的基準省令、参考資料①④⑧⑨

確 認 の 申 請 ★ : 着工の30日以上前に確認申請を申請してください。確認申請に当たっては、事前にご相談ください。3(3)参照。

確 認 の 通 知 : 確認申請を受理した後、当該工事設計の確認を行います。保健所長より申請者に対し、適合・不適合の通知を行います。

工 事 の 着 手 : 保健所長の確認(適合の通知)を受けてから工事に着手してください。

水道技術管理者の設置★: 水道技術管理者を設置し、届出してください。3(4)参照。

水質検査及び施設検査: 給水を開始する前(試運転時)に水質検査及び水道技術管理者による施設検査を行ってください。

給水開始前の届出★: 給水開始届を提出してください。水質検査、施設検査の結果書及び施設概要書を添付してください。3(5)参照。

### (3) 布設工事確認

専用水道の布設工事を行おうとするときは、着手前に、その設計について確認を受けてください。

既に給水を開始している専用水道も、その水道施設の布設工事にあたる増設又は改造の工事を行おうとする場合は、当該工事設計の確認を受ける必要があります。

布設工事にあたる増設又は改造の工事は政令で規定されており、次のとおりです。

#### 【政令で定めるその増設若しくは改造の工事】

##### 水道法施行令

第三条 法第三条第十項に規定する政令で定める水道施設の増設又は改造の工事は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- 二 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

専用水道の確認を受けるときには、「専用水道布設工事設計確認申請書」に必要な書類を添付し、着工の30日以上前に申請してください。必要な書類については、次のとおりです。

#### ア 工事設計書（第2号様式）

算定方法等の根拠資料は別途提出してください。

記載内容	留意事項	根拠法令
一日最大給水量及び一日平均給水量	水道施設の計画規模等を定めるものであり、算定方法が合理的に設定されていることが必要。既存施設では、過去の給水量から算定する。 新規施設では、使用者数、一日平均使用時間、単位給水量等を建築用途に応じて適切に設定し一日最大給水量を算出する。	法第33条第4項第1号
水源の種別	水源ごとに、河川水（自流水）、湖沼水（自流水）、ダム水（放流水を含む）、地下水（浅井戸、深井戸、伏流水）、湧水、浄水受水などの別が記載すること。	法第33条第4項第2号
取水地点	水源ごとに記載すること。 地下水、伏流水の場合、採水位置（採水層の深さ）を記載すること。	法第33条第4項第2号
水源の水量の概算	段階揚水試験、連続揚水試験、水位回復試験等により、水源の水量を確認していること。1年以内の試験結果を添付すること。 表流水等の流水占用の許可（河川法23条）に係るものにあつては、当該許可水量又は許可見込水量を、それ以外の場合は、流量測定、揚水試験等の結果から得られた取水可能な最大量と計画水量との関係を示すこと。	法第33条第4項第3号

水質試験の結果	過去1年以内の水質が最も悪化すると考えられる時期に実施した全項目検査結果（消毒副生成物を除く。）とする。 クリプトスポリジウム・ジアルジアの対策検討として、水質検査を実施していること。 水質検査は、厚生労働大臣に登録した者が実施すること。	法第33条第4項第3号
水道施設の位置（標高及び水位を含む）規模及び構造	「水道施設の概要」に記載のものと矛盾はないか。 設置場所、標高、水位（変動する場合にあっては高水位及び低水位）、規模（容量、寸法等）及び構造（形状、材質、形式等）が記載すること。	法第33条第4項第5号
水道施設の概要	取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設について記載する。 浄水方法について、別途詳細を添付すること。消毒剤の注入設備は予備を含めて2台備えること。	法第33条第4項第4号、第6号、技術的基準省令第5条第5項
工事着手予定年月日 工事完了予定年月日		法第33条第4項第7号

イ 省令で定める添付書類

書類内容	留意事項	根拠法令
水の供給を受ける者の数を記載した書類		省令第53条第1項第1号
水の供給が行われる地域を記載した書類	給水区域を明らかにした給水系統（給水栓）が記載してある建物平面図	省令第53条第1項第2号
水道施設の位置を明らかにする地図	取水、貯水、導水、浄水、送水施設、配水池、ポンプ等の配置を示すこと	省令第53条第1項第3号
水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図		省令第53条第1項第4号
主要な水道施設（次号に掲げるものを除く）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図	井戸地質柱状図（さく井柱状図）、水位工程図、一般平面図、構造物詳細図、各設備の仕様書（カタログ等）等。	省令第53条第1項第5号
導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図		省令第53条第1項第6号

ウ その他添付書類

書類内容	留意事項	根拠法令
水理計算書	各ポンプの揚程及び容量を示す書類及び必要な揚程を算出した書類	技術的基準省令第1条第1項第1号
構造計算書等	薬液注入装置の能力計算書、構造計算書、耐震計算書等（水道施設が耐震性、耐食性、水密性等の基準を満たしていることがわかる書類）	技術的基準省令各条

#### (4) 水道技術管理者の設置

専用水道の設置者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるために、水道技術管理者1人を置かなければなりません。政令第7条及び省令第14条において、水道技術管理者の資格が定められており、資格要件は次のとおりです。

ただし、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができる一日最大給水量が1,000立方メートル以下の専用水道については、有資格者であることは問いませんが、水道技術管理者を置かなければならないことには変わりはありません。

水道技術管理者を設置したときは、「専用水道技術管理者設置報告書」を添付書類とともに提出してください。

##### ア 水道技術管理者の資格要件（学歴等要件別の必要実務経験年数）

	専攻の種別 学校の種別等	土木工学(土木科) 又はこれに相当する課程	土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程以外	
			工学、理学、農学、医学、薬学又はこれに相当する課程	左記以外の学科
学歴(※1)と水道の技術上の実務経験年数による資格	大学 旧制大学	3年以上 (1年6ヶ月以上)	4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)
	短期大学(※2) 高等専門学校 旧専門学校(※3)	5年以上 (2年6ヶ月以上)	6年以上 (3年以上)	7年以上 (3年6ヶ月以上)
	高等学校 中等教育学校 旧中等学校	7年以上 (3年6ヶ月以上)	8年以上 (4年以上)	9年以上 (4年6ヶ月以上)
	試験合格と水道の技術上の実務経験年数による資格	技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限り)	1年以上 (6ヶ月以上)	
	建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者	3年以上 (1年6ヶ月以上)		
水道の技術上の実務経験年数のみによる資格		10年以上 (5年以上)		
国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了(「水道技術管理者資格取得講習会」公益社団法人日本水道協会)		実務経験不要		

- ・(※1) 外国の学校において、その教育内容が学校教育法と同程度のものはすべてこの表と同様に取扱う
- ・(※2) 学校教育法による専門職大学の前期課程を含む
- ・(※3) 学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後
- ・( )内は一日最大給水量が10,000立方メートル以下の施設の場合に適用
- ・水道に関する技術上の実務とは、水道の技術に関するもの(計画、設計、施工、施設の維持管理等)をいい、経験年数はこれら経験の通算で可

## イ 水道技術管理者の業務

(法第34条で準用される同法第19条第2項各号(第3号及び第7号を除く))

種別	条項	項目	内容
水道法に定める業務	第5条	施設基準	水道施設が施設基準に適合しているかどうかの検査。
	第13条第1項	給水開始前の届出及び検査	水道施設を新設、増設又は改造した場合における水質検査及び施設検査。
	第20条第1項	水質検査	省令第15条に定める定期及び臨時の水質検査の実施。
	第21条第1項	健康診断	水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断の実施。
	第22条	衛生上の措置	省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上の措置の実施。
	第22条の2第2項	水道施設の維持及び修繕	水道施設の修繕を能率的に行うための点検
	第23条第1項	給水の緊急停止	専用水道の設置者がその供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときに行う給水停止。
第37条	給水停止	給水を停止すべきことを命じられた場合の給水停止。	

### (5) 給水開始前の届出及び検査

給水を開始する前に、「専用水道給水開始届出書」を提出してください。届出書には、給水開始前に実施した水質検査結果及び施設検査結果「専用水道施設検査結果書」を添付してください。

なお、施設の増設・改造(3(3)参照)についても、給水開始の届出が必要です。

#### ア 水質検査

検査に供する水の採取場所は、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場所を選定してください。

検査は、水質基準に関する省令に記載する全項目及び消毒の残留効果について実施してください。

#### イ 施設検査

施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新築、増設又は改造に係る施設及びこれら影響に関連があると認められる水道施設(給水の施設を含む)について行ってください。

#### ウ 記録の保存

上記ア及びイの検査の記録は、5年間保存してください。

(6) 布設工事を伴わず専用水道となる場合の届出

既に給水しており、一日最大給水量が20立方メートルを超えた場合や、居住人口が常時101人以上になった場合で専用水道に該当するようになったときは、布設工事を伴わないので布設工事確認申請は必要ありません。

しかし、このような場合も専用水道として水道法が適用となりますので、設計図等（布設工事確認申請で添付する書類を参照）とともに、「専用水道給水開始届出書」、「専用水道技術管理者設置報告書」を提出してください。

#### 4 専用水道の維持（衛生）管理

(1) 衛生上必要な措置（法第34条第1項において準用する同法第22条、省令第17条）

専用水道の設置者は、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければなりません。

ア 取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。

イ アの施設には、かぎを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/l（結合残留塩素の場合は、0.4mg/l）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg/l（結合残留塩素の場合は、1.5mg/l）以上とする。

(2) 水道施設の維持及び修繕（法第34条第1項において準用する同法第22条の2、省令第17条の2、参考資料⑦）

水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければなりません。

ア 水道施設の構造、位置、維持又は修繕の状況その他の水道施設の状況（以下、水道施設の状況という。）を勘案して、流量、水圧、水質その他の水道施設の運転状態を監視し、及び適切な時期に、水道施設の巡視を行い、並びに清掃その他の当該水道施設を維持するために必要な措置を講ずること。

イ 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。なお、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。）の点検については、次のとおり行わなければならない。

a おおむね5年に1回以上の適切な頻度で行うこと。

b 専用水道の設置者は、点検にかかる次に掲げる事項を記録し、次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。

(a) 点検の年月日

(b) 点検を実施した者の氏名

(c) 点検の結果

ウ 点検等により水道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置を講ずること。なお、専用水道の設置者は、コンクリート構造物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、措置（修繕に限る。）を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物を利用している期間保存しなければならない。

（3）水質検査計画の策定（省令第15条第6項及び第7項）

専用水道の設置者は、毎年度、水質検査計画を年度が開始する前に策定してください。また、水質検査計画は、生活衛生課で確認しますので、実施年度の始まる前に提出してください。

水質検査計画には、次の項目を記載してください。

項目（省令第15条第7項）	内容
水質管理において留意すべき事項	原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上留意すべき事項のうち、特に水質検査計画を策定する上で関係する事項について記載する。
検査を実施する項目、採水の場所、検査の回数及びその理由	省令第15条第1項第2号、第3号の規定に基づき、水質検査を実施する項目、採水の場所、検査の回数を記載する。さらに、同項第3号ハ及びニの規定に基づき検査回数を減じようとする場合には、その理由を記載する。
検査を省略する項目については、当該項目及びその理由	省令第15条第1項第4号に規定された検査の省略を行う場合、検査を省略しようとする項目についてそれぞれその理由を記載する。 なお、水源の状況の変化等が無いことを確認する意味から、省略を行った項目についても概ね3年に1回程度の水質検査を実施することが望ましい。
臨時の検査に関する事項	省令第15条第2項の規定を踏まえ、臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等記載する。
水質検査を委託する場合における委託の内容	自己検査を実施せずに水質検査を委託する場合には、水質検査の委託先や委託する項目等について記載する。
その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項	必要に応じ、水質検査結果の評価に関する事項や、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項、関係者との連携に関する事項などを記載する。

(4) 水質検査（法第34条第1項において準用する同法第20条）

水質検査は設置者が自身で行うか、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関（登録水質検査機関）に委託契約して行うこととなります。委託する場合には、設置者と登録水質検査機関が書面により直接契約する必要があります（参考資料⑤）。ただし、管理等を受託した第三者委託受託者（詳細4（7））は、設置者に代わり登録業者と契約することができます。

ア 定期の水質検査（省令第15条第1項、参考資料②）

次の（イ）及び（ウ）については、5（1）も参照してください。

（ア）毎日行う検査…色及び濁り、消毒の残留効果に関する検査

（イ）毎月1回以上行う検査11項目

検査項目	検査回数軽減の規定	検査省略*1の規定
一般細菌、大腸菌	回数軽減不可	省略不可
塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度	連続的に計測記録されている場合は1回/3月に軽減可	省略不可
ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール	湖沼水等の停滞水を原水とする場合に限り、毎月実施するものとする。ただし、藻類の発生が少ない時期を除く。	過去の結果が基準値の1/2以下かつ原水等の状況等*2から省略可

\*1 省略を行った場合も概ね3年に1回程度は水質検査により状況に変化がないことを確認すること。

\*2 原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールを産出する藻類の発生状況を含む。）

（ウ）3ヶ月に1回以上行う検査41項目

検査項目	検査回数軽減の規定	検査省略*1の規定
シアン化物イオン及び塩化シアン、消毒副生成物11項目	回数軽減不可	省略不可（臭素酸を除く*5）
亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	過去の検査結果等から回数の軽減可 過去3年の結果が基準値の1/5以下かつ原水等の状況*3→1回/年 過去3年の結果が基準値の1/10以下かつ原水等の状況*3→1回/3年	省略不可
ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）	過去の検査結果等から回数の軽減可 過去の結果が基準値の1/5以下→1回/6月 過去の結果が基準値の1/5以下かつ原水等の状況*4→1回/年 過去3年の結果が基準値の1/5以下→1回/年	省略不可 ただし全量受水施設（水道水のみを水源とする専用水道）については、過去の検査結果等*7から省略可

	過去 3 年の結果が基準値の 1/10 以下かつ原水等の状況*3→1 回/3 年	
カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物(海水を原水とする場合を除く。)、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類	過去の検査結果等から回数の軽減可 過去 3 年の結果が基準値の 1/5 以下かつ原水等の状況*3→1 回/年 過去 3 年の結果が基準値の 1/10 以下かつ原水等の状況*3→1 回/3 年	過去の結果が基準値の 1/2 以下かつ原水並びに水源及びその周辺の状況から省略可
鉛及びその化合物、六価クロム化合物、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物		過去の結果が基準値の 1/2 以下かつ原水等の状況等*6 から省略可
四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン		過去の結果が基準値の 1/2 以下かつ原水等の状況等*4 から省略可

\*3 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ない場合(過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く)

\*4 原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)

\*5 臭素酸(浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く)は、過去の結果が基準値の 1/2 以下かつ原水並びに水源及びその周辺の状況から省略可

\*6 原水、水源及びその周辺の状況並びに技術的基準省令で規定する薬品等及び資機材等の使用状況

\*7 過去 3 年の送水者の結果が基準値の 1/5 以下かつ過去 3 年間受水者の施設において濃度が上昇しないことが明らかである場合

#### イ 臨時の水質検査(省令第 15 条第 2 項、参考資料②)

供給する水が水質基準に適合しない恐れがある場合には臨時の水質検査を行います。例えば次の場合には、臨時の水質検査を実施します。

(ア) 水源の水質が著しく悪化したとき

(イ) 水源に異常があったとき

(ウ) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき

(エ) 浄水過程に異常があったとき

(オ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき

(カ) その他特に必要があると認められるとき

#### ウ 原水の水質検査

(ア) 原水に係る水質検査の実施について（参考資料②）

原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に、全項目検査（総トリハロメタン、クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン、ブromホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、臭素酸及びホルムアルデヒドを除く。）を実施し、また必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施し、その結果を一定期間保存してください。

(イ) クリプトスポリジウム等対策にかかる水質検査（参考資料④）

耐塩素性病原性微生物（クリプトスポリジウム・ジアルジア）対策として、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌検査（大腸菌・嫌気性芽胞菌）を、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づいた頻度で実施してください。

施設がどのレベルになるか、汚染のおそれから判断し、レベルに合わせた対応をしてください。

## 水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（抜粋）

### 1 水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断

#### (1) レベル4（クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高い）

地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設

#### (2) レベル3（クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある）

地表水以外の水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設

#### (3) レベル2（当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い）

地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されることがない施設

#### (4) レベル1（クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い）

地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水としており、当該原水から指標菌が検出されることがない施設

### 2 原水等の検査

#### (1) レベル4 及びレベル3

水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。ただし、クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査すること。

#### (2) レベル2

3ヶ月に1回以上、原水の指標菌の検査を実施すること。

#### (3) レベル1

年1回、原水の水質検査を行い、大腸菌、トリクロロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認すること。

3年に1回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びストレーナーの状況、堆積物の状況等の点検を行うこと。

### エ 水質検査委託の契約内容（省令第15条第8項第1号、参考資料⑤）

契約の内容は次の項目が必要です。また、契約資料等は契約の終了から5年間の保管が必要です。

- 1 委託する水質検査の項目
- 2 定期の検査の時期及び回数
- 3 委託に係る料金
- 4 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法
- 5 水質検査の結果の根拠となる書類
- 6 臨時の検査の実施の有無

(5) 従事者等の健康診断（法第34条第1項において準用する同法第21条、参考資料②）

専用水道の設置者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、健康診断を行わなければなりません。すなわち、水道技術管理者をはじめ、水道施設に立ち入ると考えられる者は健康診断を実施してください。

ア 頻度：おおむね6ヶ月ごと。

イ 項目：赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとし、急性灰白髄炎（小児麻痺）、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意する。

ウ 検体：主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行う。

(6) 水質異常時の対応（参考資料②、③）

水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすため各項目に応じた必要な対策を講じてください。

なお、水質検査結果に異状が認められた場合は、確認のため直ちに再検査を行ってください。その際、初回及び再検査の結果を双方とも破棄せず保存し、どちらの検査結果を正式な結果として採用したかの記録を残してください。

また、分析操作に不備があったと考えられる等合理的な理由がある場合には、再検査の結果を正式な結果とすることができますが、原則として初回の結果を水質検査の正式な結果としてください。

【項目別基準値超過時の対応】

水質基準項目	対応
水道水中の存在状況は病原微生物による汚染の可能性を直接的に示す指標 ----- 一般細菌及び大腸菌	※1
病原微生物の存在を疑わせる指標 ----- 亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、TOC、pH値、味、臭気、色度、濁度	大きな変動を示した場合は※1に準じて対応
生涯にわたる連続的な摂取をしても、人の健康に影響が生じない水準を基とし安全性を十分考慮して基準値が設定されている指標 ----- シアン化物イオン及び塩化シアン、水銀及びその化合物	従前からの扱いを考慮し※1に準じて対応
長期的な影響を考慮して基準設定がなされている指標 ----- カドミウム及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、PFOS及びPFOA、ベンゼン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	直ちに原因究明を行い所要の低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すること。基準値超過が継続すると見込まれる場合は※1のとおり対応

<p>基準値を超えることにより利用上、水道水として機能上の障害を生じるおそれがある指標</p>	<p>※2</p>
<p>亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン)、メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類、TOC、pH 値、味、臭気、色度、濁度</p>	

※1：直ちに次の措置を講ずること。

- ・ 基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害するおそれがある場合には、取水及び給水の緊急停止措置を講じ、かつ、その旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- ・ 水質に異常が発生したこと又はそのおそれが生じたことを、その水が供給される者又は使用する可能性のある者に周知すること。
- ・ 原水における水質異常を早期に把握するため、水源の監視を強化すること。

※2：基準値を超過し、生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれのある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じ当該項目に係る低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきであること。なお、色度、濁度のように、健康に関連する項目の水質汚染の可能性を示す項目や、銅のように過剰量の存在が健康に影響を及ぼすおそれのある項目については、※1に準じて適切に対応すること。

(7) 給水の緊急停止（法第34条第1項において準用する同法第23条）

専用水道の設置者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあると知ったときは、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険であることを関係者に周知しなければなりません。

また、給水の緊急停止を行ったときは、直ちに生活衛生課までご連絡ください。

なお、「人の健康を害するおそれ」とは、水質が水質基準に適合しない場合をいうのではなく、その水を使用すれば直ちに人の生命に危険を生じ、または身体の正常な機能に影響を与えるおそれがある場合をいいます。

(8) 業務の委託（法第34条第1項において準用する法第24条の3、参考資料⑥）

業務の委託は、私法上の委託と、法第34条第1項において準用する法第24条の3に基づく業務の委託（以下、第三者委託という。）があります。

私法上の委託は、専用水道設置者が水道法上の責任を負い、受託者は設置者の監督指示のもと業務を行います。

第三者委託は、受託者が委託契約に基づき、一定範囲で専用水道の設置者に代わって水道法上の責任を負います。適正に業務を実施していない場合は、受託者がその責任を問われ、水道法上の罰則の適用を直接受けることとなります。第三者委託をする場合は、届出が必要です。

なお、水質検査の外部委託について、設置者または第三者委託受託者であれば水質検査業者と委託契約（直接契約）ができますが、私法上の委託受託者は委託契約ができません。

ア 第三者委託の届出

業務を委託したときは、「専用水道管理業務委託（失効）届」を提出してください。委託契約書の内容を確認しますので、契約書等の写し等を合わせて提出してください。

#### イ 委託契約書の作成（政令第9条第3項）

設置者は、次の条項を含む委託契約書を作成しなければなりません。

- a 委託にかかる業務の内容に関する事項
- b 委託契約の期間及びその解除に関する事項
- c その他厚生労働省令で定める事項（委託にかかる業務の実施体制に関する事項）

#### ウ 受託者による水道技術管理者の設置

第三者委託受託者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を1名おかなければなりません。

#### エ 参考

厚生労働省の作成した「第三者委託実施の手引き（参考資料⑥）」をご確認ください。

### （9）変更の届出

専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項（設置者、名称）に変更が生じた場合には、「専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、専用水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事に該当する工事によって施設の変更が生じる場合は、布設工事確認申請（3（3））、並びに給水開始前の届出及び検査（3（5））が必要となります。布設工事に該当するかの確認を含め、工事の設計段階でご相談ください。

### （10）廃止の届出

専用水道を廃止したとき、一日最大給水量が20立方メートル以下かつ居住人口が常時100人以下になった場合で専用水道に該当しなくなったときは、「専用水道廃止届出」を提出してください。なお、必要に応じて、資料の添付があるため、廃止する際はご相談ください。

### （11）水道施設の耐震化（技術的基準省令第1条、参考資料⑧）

#### ア 耐震化の趣旨

平成20年3月28日、水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第60号。以下、「改正省令」という。）が公布され、水道施設が備えるべき耐震性能が明確化されました。改正省令に基づき、施設の重要度に応じて、地震力に対して備えるべき要件に適合する施設とすることが必要であり、改正省令の施行前（平成20年10月1日以前）に設置された専用水道の水道施設（以下、「既存施設」という。）についても適切な耐震性能を備えるよう計画的に整備することが求められています。

#### イ 既存施設の耐震化

既存施設であって、改正省令による改正後の水道施設の技術的基準省令第1条第7号イ及びロに規定する基準に適合しないものについては、当該施設の大規模な改造のときまではこの規定を適用しないとされていますが、既存施設についても、地震が発生した場合に被害の発生を抑制し、影響を小さくすることが重要であることから、できるだけ速やかにこれらの規定に適合させることが望ま

しいとされています。

他方、既存施設の耐震化は、水道水の供給に支障を与えない対策を講じて実施する必要があり、工期が長期間に及ぶものも多いことから、専用水道の設置者においては、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めるよう努めてください。

また、既存施設の耐震化にあたっては、順次、重要度、緊急度の高い対策から計画的に実施することに努めてください。

#### (12) サイバーセキュリティ（技術的基準省令第1条、参考資料⑨）

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第59号）が令和元年9月30日に公布され、水道施設（専用水道を含む）におけるサイバーセキュリティ対策を強化する観点から、水道施設に備えるべき要件として、施設の運転を管理する電子計算機が水の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティを確保するために必要な措置が講じられたものであることが加えられました。

必要な措置に係る留意事項は次のとおりです。

ア 「施設の運転を管理する電子計算機」とは、制御系システム（専用水道施設の監視制御、ポンプの運転等）に使用されている電子計算機をいいます。なお、「電子計算機」とは、コンピューター全般を指し、情報システムを構成するサーバ、端末、周辺機器等の装置全般のことをいいます。

イ 制御系システムに使用されている電子計算機について、次の措置を講じてください。

（ア）電子計算機へアクセスする者について主体認証を行うことができる機能を有すること。

（イ）不正プログラム対策として、アンチウイルスソフトウェアが導入され、常に最新の状態が保たれていること。また、自動検査機能が有効となっていること。

（ウ）セキュリティ更新プログラムの提供等のサポートが終了したオペレーティングシステム（OS）が使用されていないこと（外部ネットワークからの分離、USBメモリ等の外部記憶媒体からの感染防止対策等、不正プログラムの進入を防ぐ措置が講じられている場合はこの限りではない）。

（エ）電子計算機は、障壁、施錠等により他の区域から隔離され、人の入退出を管理することができる場所に設置すること。可搬性のある電子計算機（モバイルパソコン、携帯端末等）についてはこの限りではありませんが、施錠できる保管庫で保管されている、または、常に携帯するなど、盗難等のおそれがないよう適切に管理すること。

## 5 資料

### (1) 水質検査項目の省略及び回数軽減

番号	項目	水質基準	法定検査回数	省略	回数軽減
1	一般細菌	100 個/mL 以下	毎月	不可	不可
2	大腸菌	検出されないこと	毎月	不可	不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※1	可 ※5
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※1	可 ※5
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※1	可 ※5
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※2	可 ※5
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※1	可 ※5
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※2	可 ※5
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	1 回/3 月	不可	可 ※5
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	1 回/3 月	不可	不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	1 回/3 月	不可	可 ※5
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※1	可 ※5
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※1 ※6	可 ※5
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※1	可 ※5
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※1	可 ※5
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※1	可 ※5
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※1	可 ※5
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※1	可 ※5
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※1	可 ※5
20	ペルフルオロ（オクタンー1ースルホン酸） （別名 P F O S）及びペルフルオロオクタン酸 （別名 P F O A）	0.00005mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※8	可 ※9
21	ベンゼン	0.01mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※1	可 ※5
22	塩素酸	0.6mg/L 以下	1 回/3 月	不可	不可
23	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	1 回/3 月	不可	不可
24	クロロホルム	0.06mg/L 以下	1 回/3 月	不可	不可
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	1 回/3 月	不可	不可
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	1 回/3 月	不可	不可
27	臭素酸	0.01mg/L 以下	1 回/3 月	不可※7	不可
28	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	1 回/3 月	不可	不可
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	1 回/3 月	不可	不可
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	1 回/3 月	不可	不可
31	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	1 回/3 月	不可	不可
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	1 回/3 月	不可	不可
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※2	可 ※5
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※2	可 ※5
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※2	可 ※5
36	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※2	可 ※5
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※1	可 ※5
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※1	可 ※5
39	塩化物イオン	200mg/L 以下	毎月	不可	可 ※4
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※1	可 ※5
41	蒸発残留物	500mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※1	可 ※5
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	1 回/3 月	可 ※1	可 ※5

番号	項目	水質基準	法定検査回数	省略	回数軽減
43	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	毎月	可 ※3	不可
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	毎月	可 ※3	不可
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	1回/3月	可 ※1	可 ※5
46	フェノール類	0.005mg/L 以下	1回/3月	可 ※1	可 ※5
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下	毎月	不可	可 ※4
48	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	毎月	不可	可 ※4
49	味	異常でないこと	毎月	不可	可 ※4
50	臭気	異常でないこと	毎月	不可	可 ※4
51	色度	5 度以下であること	毎月	不可	可 ※4
52	濁度	2 度以下であること	毎月	不可	可 ※4

検査の省略について：概ね3年に1回程度は、省略をした項目についても水質検査を行い、水道水質の状況に変化がないことを確認すること（参考資料②）。

※1：過去の結果が基準値の1/2以下かつ原水並びに水源及びその周辺の状況

※2：過去の結果が基準値の1/2以下かつ原水、薬品・資機材等の使用状況

※3：過去の結果が基準値の1/2以下かつ原水等の状況(湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は藻類の発生状況)

※4：連続的に計測及び記録がされている場合→1回/3月

※5：過去3年の結果が基準値の1/5以下かつ原水等の状況\*1→1回/1年

過去3年の結果が基準値の1/10以下かつ原水等の状況\*1→1回/3年

※6：海水を原水とする場合は省略不可

※7：次亜塩素酸ナトリウムもしくはオゾンで消毒する場合は省略不可

※8：全量受水施設であり、過去3年の送水者の結果が基準値の1/5以下かつ過去3年間受水者の施設において濃度が上昇しないことが明らかである場合（省略後に送水者の結果が基準値の1/5を超過した場合は、その時点から1回/3月の検査となる（1年間））

※9：過去の結果が基準値の1/5以下→1回/6月

過去の結果が基準値の1/5以下かつ原水等の状況\*2→1回/1年

過去3年の結果が基準値の1/5以下→1回/1年

過去3年の結果が基準値の1/10以下かつ原水等の状況\*1→1回/3年

\*1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に於いて水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）

\*2 原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案して、検出されるおそれが少ないと認められる場合

## (2) 水質検査の項目例（自己水源型で最大限の軽減及び省略をした場合）

番号	項目	検査頻度	省略等の理由
—	色、濁り及び消毒の残留塩素	毎日	省略なし（自主検査、毎日の必須項目）
1	一般細菌	毎月	省略なし（毎月の必須項目）
2	大腸菌	毎月	省略なし（毎月の必須項目）
3	カドミウム及びその化合物	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
4	水銀及びその化合物	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
5	セレン及びその化合物	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
6	鉛及びその化合物	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
7	ヒ素及びその化合物	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
8	六価クロム化合物	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
9	亜硝酸態窒素	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3月	省略なし（1回/3月の必須項目）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
12	フッ素及びその化合物	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
13	ホウ素及びその化合物	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1

番号	項目	検査頻度	省略等の理由
14	四塩化炭素	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
15	1,4-ジオキサン	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
17	ジクロロメタン	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
18	テトラクロロエチレン	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
19	トリクロロエチレン	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
20	ペルフルオロ(オクタノー1ースルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ニに準じて、3年に1回の検査とする。※1
21	ベンゼン	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
22	塩素酸	1回/3月	省略なし(1回/3月の必須項目)
23	クロロ酢酸	1回/3月	省略なし(1回/3月の必須項目)
24	クロロホルム	1回/3月	省略なし(1回/3月の必須項目)
25	ジクロロ酢酸	1回/3月	省略なし(1回/3月の必須項目)
26	ジブロモクロロメタン	1回/3月	省略なし(1回/3月の必須項目)
27	臭素酸	1回/3月	省略なし(1回/3月の必須項目)
28	総トリハロメタン	1回/3月	省略なし(1回/3月の必須項目)
29	トリクロロ酢酸	1回/3月	省略なし(1回/3月の必須項目)
30	ブロモジクロロメタン	1回/3月	省略なし(1回/3月の必須項目)
31	ブromoホルム	1回/3月	省略なし(1回/3月の必須項目)
32	ホルムアルデヒド	1回/3月	省略なし(1回/3月の必須項目)
33	亜鉛及びその化合物	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
34	アルミニウム及びその化合物	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
35	鉄及びその化合物	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
36	銅及びその化合物	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
37	ナトリウム及びその化合物	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
38	マンガン及びその化合物	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
39	塩化物イオン	毎月	省略なし(毎月の必須項目)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
41	蒸発残留物	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
42	陰イオン界面活性剤	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
43	ジェオスミン	省略	施行規則第15条第1項第4号に準じて、省略する。※2
44	2-メチルイソボルネオール	省略	施行規則第15条第1項第4号に準じて、省略する。※2
45	非イオン界面活性剤	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
46	フェノール類	1回/3年	施行規則第15条第1項第3号ハに準じて、3年に1回の検査とする。※1
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	省略なし(毎月の必須項目)
48	pH値	毎月	省略なし(毎月の必須項目)
49	味	毎月	省略なし(毎月の必須項目)
50	臭気	毎月	省略なし(毎月の必須項目)
51	色度	毎月	省略なし(毎月の必須項目)

番号	項目	検査頻度	省略等の理由
52	濁度	毎月	省略なし（毎月の必須項目）
原水	原水の水質検査（5 1項目から消毒副生成物及び味を除いた項目）	1/年	最も水質が悪化している時期に実施
原水	原水のクリプトスポリジウム等の指標菌検査（大腸菌、嫌気性芽胞菌）	1回/3月	リスクレベルがレベル2（当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い）である場合は、3ヶ月に1回の検査とする。※3

検査の省略について：概ね3年に1回程度は、省略をした項目についても水質検査を行い、水道水質の状況に変化がないことを確認すること（参考資料②）。

※1：水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年の結果が基準値の1/10以下であったため、検査回数を1回/3月から1回/3年に軽減する。

※2：水源が地下水であり藻類の発生がないため省略する。

※3：リスクレベルに応じて判断する。

レベル4及びレベル3：指標菌検査（大腸菌、嫌気性芽胞菌）を1回/月、クリプトスポリジウム及びジアルジアを1回/3月

レベル2：指標菌検査（大腸菌、嫌気性芽胞菌）を1回/3月

レベル1：大腸菌、トリクロロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目を1回/年、ケーシング及びストレーナーの状況、堆積物の状況等の点検を1回/3年

## 6 参考資料

- 参考資料①：専用水道の布設工事に関する参考資料

「水道施設の技術的基準を定める省令等の留意事項について(平成12年3月31日衛水第20号)」

- 参考資料②：水質検査、健康診断、水質異常時の対応等に関する参考資料

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について(平成15年10月10日付け健水発第1010001号 最終改正 令和7年6月30日環水大管発第2506305号)」

- 参考資料③：水質異常時の対応に関する参考資料

「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について(平成28年3月31日付け生食水発0331第3号)」

- 参考資料④：クリプトスポリジウム等対策に関する参考資料

「クリプトスポリジウム等対策について(国土交通省HP)」

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf\\_seisakunitsuite\\_bunya\\_topics\\_bukyoku\\_kenkou\\_suido\\_kikikanri\\_01a.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_topics_bukyoku_kenkou_suido_kikikanri_01a.html)

- 参考資料⑤：水質検査の委託等に関する参考資料

「水道法施行規則の一部改正について(平成23年10月3日健水発1003第2号)」

- 参考資料⑥：第三者委託に関する参考資料

「第三者委託実施の手引き(平成19年11月 厚生労働省 最終改訂 平成23年3月)」

- 参考資料⑦：維持修繕に関する参考資料

「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン(令和元年9月 厚生労働省 最終改訂 令和5年3月)」

参考資料⑧：耐震化に関する参考資料

「水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について(平成20年4月8日健水発第0408001号)」

参考資料⑨：サイバーセキュリティに関する参考資料

「水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について(令和元年9月30日薬生水発0930第7号)」

以 上